

世田谷区基本計画審議会条例施行規則

令和 4 年 8 月 3 1 日規則第 8 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区基本計画審議会条例（令和 4 年 3 月世田谷区条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の取消し)

第 2 条 区長は、次に掲げる場合には、条例第 3 条に規定する世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）の委員の委嘱を取り消すものとする。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(会議の公開)

第 3 条 審議会は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 審議会において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号）第 7 条各号に掲げる情報のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が公開することが適当でないとき。

(議事録)

第 4 条 会長は、議事の経過等を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

2 議事録は、公開する。ただし、議事録に記載されている情報が、世田谷区情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。